

生活支援体制整備事業に係る体制の変更について

	令和5年度	令和6年度
業務委託先	呉市社会福祉協議会	呉市社会福祉協議会 高齢者相談室（地域包括支援センター）
生活支援コーディネーター（SC）の人数	第1層SC 1名 第2層SC 3名	第1層SC 1名 第2層SC <u>10</u> 名 ※呉市社会福祉協議会に2名、 高齢者相談室（地域包括支援センター）に各1名を配置

※令和4年度まで6名体制でしたが、令和5年度は第1層SC 1名、第2層SC 3名の計4名体制となっています。

【課題】

呉市内全域に地域課題を話し合う協議体を設置し、地域ニーズの把握等と住民主体の活動を支援してきましたが、地域住民の個別ニーズの解決に必要な生活支援サービスの創出や、個別ニーズと生活支援サービスを結びつける仕組みづくりの全市的な展開には至っていません。

【課題解決に向けた動き】

別紙1にあるとおり、地域包括支援センターとの連携を強化し、地域住民の個別ニーズの解決に必要な生活支援サービスの創出や、個別ニーズと生活支援サービスのマッチング機能の充実を目指します。

また、そのための体制整備として、別紙2のとおり、認知症地域支援推進員、在宅医療・介護連携推進員、第2層SCを兼務する「包括的支援推進員（愛称：福祉のキューピット）」を令和6年度より、各高齢者相談室（地域包括支援センター）に1名専任で配置します。